

ケアハウス日光重要事項説明書

当施設は、入居者に対してご利用いただくサービスの内容及び契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 事業者

- (1) 法人名 医療法人 穂仁会
- (2) 所在地 福井市乾徳4-5-8
- (3) 電話番号 0776-28-1122
- (4) 代表者名 理事長 大瀧 憲夫
- (5) 法人設立年月 昭和53年5月

2 施設の概要

- (1) 施設の種類 軽費老人ホーム（ケアハウス）
- (2) 施設の名称 ケアハウス日光
- (3) 施設の所在地 福井市日光1丁目1番1号
- (4) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート 4階建
- (5) 床面積 2,451.59㎡
- (6) 施設長氏名 杉本 雅之
- (7) 電話番号 0776-28-1122
- (8) 運営方針 入居者の意思および人格を尊重し、心豊かな生活を送っていただけるようより良い福祉サービスの提供に努めます。
- (9) 開設年月 平成16年 5月 1日
- (10) 入居定員 ケアハウスの定員および居室数は、定員35名、居室数35室で、このうち一般の定員は17人、居室数17室です。

3 居室の概要

利用される居室はご利用者の心身の状況や居室の空き状況により決めさせていただきます。

主な設備

種類	室数	備考
居室	17	1人用17室
食堂	2	
機能訓練室	1	
浴室	5	
共用トイレ	5	内1室は身障者トイレ
共用洗濯室	4	

4 職員の配置及び勤務状況

(1) 職員の配置

職 種	職 員 数	備 考
施設長	1	
介護職員	1	
事務員	1 (兼務)	

(2) 職員の勤務

主な職種の勤務状況は次の通りです。(土日祝日は異なります)

職 種	職 員 数	備 考
施設長	勤務時間 8:30~17:30	4週8休
介護職員	勤務時間 8:30~17:30 勤務時間 17:00~9:00	4週8休
事務員(兼務)	勤務時間 8:30~17:30	4週8休

5 施設が提供するサービスの概要

(1) 次のサービスは基本料に含まれます。

① 食事

- イ 入居者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- 入居者の自立支援のため、できるだけ食堂でお取りいただくことを原則とします。
食事は下記時間内に自由にお召し上がりください。
(朝食: 7:40~8:40 昼食: 12:00~13:00 夕食: 18:00~19:00)
- ハ 欠食をされる場合は1日前までに、土・日・祝日の場合は3日前までに連絡してください。
欠食分は生活費より(朝食180円・昼食250円・夕食240円)減額いたします。

② 入浴

- イ 入浴は日曜日を除いた毎日入浴することができます。
- 入浴時間は、午前9時から午後8時までです。

③ 健康管理

- イ 協力医療機関での受診他、年1回健康診断の機会を設けます。
- 緊急時には 主治医または協力医療機関に連絡し、受診または往診ができるように対処します。

④ その他

必要に応じて、日常生活の援助、生活相談、助言等を行います。

(2) 次のサービスは自己負担になります。

- ① 基本利用料 (別紙 利用料一覧参照)
- ② 電話料等 (入居者個人が使用する電話料・電話設置費)
- ③ 洗濯料金
 - イ 施設にて洗濯する場合。 (1回100円)
 - 業者に洗濯を依頼する場合。 (実 費)
- ④ 施設にて購入するおむつ使用代金 (別 表)

- ⑤ 施設にて行う行事等の負担金 (実 費)
- ⑥ 図書館や買い物等に利用する送迎料 (実 費)
- ⑦ 施設にて行う健康診断料及び予防接種料 (実 費)
- ⑧ 預り金等管理費
原則として金銭管理は行いませんが、入居者および身元引受人の申し出により、やむを得ぬ場合のみ小額を預かります。 (1ヵ月 1,000円)
- ⑨ 医療機関に受診する場合の付き添い送迎料 (1回1時間以内1,250円)
- ⑩ 特別の用事の付き添い送迎料 (1回1時間以内1,250円)
- ⑪ 特別食代金 (家族交流会や行事等に提供する食事代) (実 費)
- ⑫ 寝具貸し出し料 (一式 300円)
- ⑬ 理容料金
希望者にはB・S会の協力により、1ヵ月半ごとに理美容サービスを行います。
料金は直接B・S会に支払います。 (実 費)
- ⑭ 水道光熱費 (1日 280円)
- ⑮ 配膳費 (居室での食事を希望される場合の食事の配膳費) (1食 100円)

6 利用料金の支払方法

- ① 別紙 利用料表参照
- ② 支払方法

基本利用料および前5の(2)の費用は、月ごとに当月分を翌月20日までに原則として口座振替または銀行振込(手数料は入居者負担)でお支払ください。

7 苦情相談受付について

入居者等からの施設利用についての苦情に対し、施設は福祉サービスに関する苦情解決取扱要項により苦情処理担当者等設置し、適切に対応いたします。

- (1) 苦情処理担当者 伊藤 淳子 (0776-28-1122)
- (2) 苦情解決責任者 杉本 雅之 (0776-28-1122)
- (3) 第三者委員

苦情解決に社会性や客観性を確保し、入居者の立場や特性に配慮した適切な対応を維持するため複数の第三者委員を設置します

○永田廣次(24-7831)

(苦情は第三者委員に直接申し出ることもできます)

- (4) 苦情処理手順

- ① 苦情処理担当者は受け付けた苦情を書面に記録し、ア、苦情の内容、イ、第三者委員への報告の要否、ウ、苦情申し出人と苦情解決責任者の話し合いへの第三者委員の助言立会いの要否等を確認します。
- ② イ及びウが不要な場合は苦情申出人と苦情解決責任者により解決を図ります。
- ③ イ、ウが必要な場合は第三者委員の助言や立会いにより、苦情の解決を図ります。
- ④ 苦情解決の一連の事項は記録し、第三者委員に報告して助言を受けます。

- (5) 苦情解決の結果等については個人情報を除き施設内及び広報誌等で公表します。
- (6) 解決困難な苦情の解決は福井県社会福祉協議会運営適応化委員会に委ねます。
- (7) 介護保険サービスに関わるその他の苦情申出窓口

- ① 福井市介護保険課 0776-20-5715
- ② 福井県国民健康保険団体連合会 0776-57-1612

8 虐待防止対応について

入居者の権利擁護及び虐待を防止するための体制を整備し、入居者が福祉サービスを適切に利用できるよう支援いたします。

(1) 虐待防止受付担当者 伊藤 淳子 (0776-28-1122)

(2) 虐待防止対応責任者 杉本 雅之 (0776-28-1122)

(3) 第三者委員

苦情解決取扱要綱第5条に定めた者

(4) 虐待防止対応手順

①虐待防止受付担当者は虐待の通報を記録し、ア、虐待の内容、イ、虐待通報者の要望、ウ、第三者委員への報告の要否、エ、虐待通報者と虐待防止対応責任者の話し合いへの第三者委員の助言と立ち会いの要否等を確認します。また、虐待防止担当責任者は関係行政機関への通報を行います。

②ウ及びエが不要な場合は虐待通報者と虐待防止対応責任者により解決を図ります。

③ウ及びエが必要な場合は第三者委員の助言や立ち会いにより解決を図ります。

④虐待解決の一連の事項は記録し、第三者委員に報告して助言を受けます。

(5) 虐待の解決結果等については、個人情報を除き施設内及び広報誌等で公表します。

(6) 虐待防止に関わるその他相談申出窓口

①福井市地域包括ケア推進課 (0776-20-5400)

②福井健康福祉センター福祉課 (0776-36-2857)

9 事故発生時の対応

(1) サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに関係行政機関、身元引受人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は施設損害賠償保険により速やかに賠償を行います。ただし、事業所の責に帰さない事由による事故の場合はこの限りではありません。

(3) 前項の事故の状況および事故に際して執った処置について記録します。

10 協力医療機関及び協力歯科医療機関

(1) 協力医療機関

名 称 大滝東クリニック
所在地 福井市日光1-1-1
診療科 神経内科・内科・精神科・小児科
電 話 0776-26-2330

(2) 協力医療機関

名 称 大滝病院
所在地 福井市日光1-2-1
診療科 内科・消化器内科・呼吸器内科・神経内科・循環器内科・血液内科・外科・整形外科・泌尿器科・小児科・アレルギー科・リハビリテーション科
電 話 0776-23-3215

(3)協力歯科医療機関

名称 玉井デンタルクリニック
所在地 福井市乾徳4-4-7
電話 0776-25-6221

1.1 非常災害時の対応

(1)非常時の対応

別途 ケアハウス日光消防計画に基づき対応いたします。

(2)平常時の訓練等

別途 ケアハウス日光消防計画に基づき年2回以上訓練を行います。

(3)防災設備

設備名称	
消火器	スプリンクラー
自動火災報知設備	非常放送設備
避難器具	非常通報装置
誘導灯	
屋内消火栓	

(4)消防計画等

消防署への届出 平成20年 6月 1日
防火管理者 杉本 雅之

1.2 施設ご利用の際に留意していただく事項

来訪・面会	来訪される方はスタッフルームにて所定の用紙に必要事項をお書き下さい。来訪時間は9時～21時を原則とします。また、来訪者がお泊りになる場合は必ず事前に許可を得てください。
外泊	外泊の際には、必ず行き先と帰宅時間を職員に届け出てください。
協力医療機関以外への受診	協力医療機関以外に通院する場合の送迎及び付添は、原則としては行いませんが、事情によりできるだけ配慮します。〔自己負担要〕
居室や設備、器具等の利用	施設内の居室や設備、器具等は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	施設内は禁煙のため、喫煙できません。飲酒は原則として禁止します。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入居者の居室には立ち入らないようにしてください。
所持品・金銭等の管理	入居者ご自身またはご家族で管理することを原則としますが、事情

